

平成 2 4 年 度
(第 2 回)

能 美 市 都 市 計 画 審 議 会

議 事 録

日 時 平成 2 5 年 3 月 2 5 日 (月)
午後 3 時 0 0 分 ~ 4 時 0 0 分

場 所 能 美 市 役 所 本 庁 舎 1 階 大 会 議 室

●事務局

皆様、こんにちは。本日は、お忙しい中、ご出席賜りまして、誠に有難うございます。司会を務めます、都市計画課の大島です。よろしくお願いいたします。

只今より、平成24年度第2回能美市都市計画審議会を開催致します。

開催にあたりまして、酒井市長よりご挨拶を申し上げます。

●市長

本日はお忙しい中、能美市都市計画審議会にご参加いただき、誠にご苦勞様です。

今回の案件は14件ですが、全て能美市都市計画区域の再編及びそれに関する案件だと聞いています。

また、本日の審議会の後、明後日3月27日には県の都市計画審議会にてご審議いただく予定と聞いておりまして、このまま順調にいけば来年度にはこれらの告示が整い、実現となるものもと思っております。

従いまして、本日ご出席の皆さんには、土地利用に関する今後の取り組み等も含め、忌憚のない意見を頂戴できればと思っておりますので、なにとぞよろしくお願いいたします。

●事務局

本日の審議会の出席委員数は、現時点で10名であり、能美市都市計画審議会条例第5条第2項の規定による定足数を超過しておりますので、審議会は成立致しております。

なお、本年1月末日をもって、3年間の委員の任期が満了となりましたが、継続中の案件もあることから、委員の皆様には引き続きお願いすることとなっております。

任期につきましては、本年2月からの3年間、平成28年1月31日までとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

また、今回、役職等の交替により、新しく委員になられた方々がおいでになりますので、ここでご紹介させていただきます。

能美市議会議長 東 正幸（ひがし まさゆき）様 です。

能美市町会連合会会長 畑中 晃昭（はたなか てるあき）様 です。

以上の方々が、新たに委員になられています。

なお、森委員、沼田委員、畑中委員は本日都合により欠席されています。山本委員はまだお見えになっていません。（欠席）

さて、当審議会においては、能美市都市計画審議会条例第4条により、会長を置くことが定められています。

また、会長は、同第2条第2項第1号に掲げる者につき任命された委員のうちから、委員の互選により定めることとなっております。

今回、改めて会長の互選となるわけですが、いかが取り計らったらよろしいでしょうか。

●各委員

(事務局一任の声)

●事務局

それでは、これまで会長をお願いしてまいりました、又村一夫様をお願いするということで、ご異議ございませんか。

●各委員

(異議なしの声)

●事務局

それでは、会長が議長を務めることになっていきますので、又村会長、議事進行をよろしく願いいたします。

●会 長

引き続き会長職を務めるということで、よろしく願いいたします。

本日の案件は、都市計画の見直し及びそれに係る施設等の名称変更ということで、これまでのまとめということになりますので、委員の皆様方におかれましては、本日の審議に対して、慎重なご審議をよろしく願い申し上げます。

それでは、議事の進行に努めます。

まず、議事録署名者を指名いたします。

議事録署名者は、竹本委員と山野委員をお願い致します。

初めに本日の審議会に上程されました案件について、中西産業建設部長よりご説明願います。

●部 長

本日、皆様にお諮りします案件は、お手元の議案書のとおり審議議案14件であります。全て、一昨年来からご審議頂いている都市計画区域の再編及び土地利用制度の見直し、及びそれに伴う公園、下水道などの都市施設の名称変更等でございます。担当課よりご説明申しあげます。

なお、本日は16時半の終了を目安としておりますので、慎重な審議とご協力をよろしくお願いします。

●会 長

それでは、各議案について、事務局より説明を求めます。

●事務局

初めに、土地利用に関する議案第1号、第2号、第3号、第5号、第6号及び第7号について、併せてご説明申し上げます。

なお、議案第1号から議案第3号までは、能美市における都市計画区域の統一化と線引き廃止、議案第5号から第7号までは、主に辰口地区に新たに設定する用途地域や、用途地域以外の都市計画区域について、能美市独自に設定する特定用途制限地域等でございます。お手元の資料と併せて、スクリーンをご覧ください。

まず、都市計画区域の変更について、ご説明いたします。議案書は3ページ、図面は4ページになります。

平成17年2月に根上町、寺井町、辰口町の3町が合併し、能美市が誕生しましたが、現状一つの都市の中に、小松市を含め旧根上町・寺井町に指定している「小松能美都市計画区域」及び旧辰口町に指定している「辰口都市計画区域」の2つの都市計画区域が併存しています。

土地利用制度では、区域区分いわゆる線引きが定められた区域と定められていない区域が混在しており、不整合が生じています。

このような状況を踏まえ、能美市、小松市及び県では合併以降、都市計画区域の再編と区域区分の設定について検討を行ってきており、これまでに地元での合意形成や関係機関との調整が整ったことから、今回、その内容について、本審議会に付議するものです。

次にこれまでの経緯について、ご説明いたします。

区域再編の方針については、平成22年3月に「いしかわの都市計画検討専門委員会」にて審議し、合併市町は原則として1市町1都市計画区域に統合する旨の県の方針が出ております。

その後、区域再編の素案を作成し、地元説明会及び専門委員会を開催し、合意形成を図った結果を原案として、パブリックコメントを実施しましたが、意見はありませんでした。

都市計画区域の具体的な再編方針としましては、小松能美都市計画区域の一部及び辰口都市計画区域を能美都市計画区域として統合することとします。

次に、区域区分、いわゆる線引きについて、ご説明いたします。議案書は7ページ、図面は8ページになります。

区域区分とは、都市計画区域を、計画的に市街化を進める市街化区域と、市街化を抑制して自然環境を保護する市街化調整区域に区分し、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るものです。

能美都市計画では、小松能美都市計画区域に定められている区域区分を廃止することとします。

但し、これまでも本審議会でご報告しておりますが、区域区分を廃止するかわりに、市街地郊外や田園部の無秩序な開発を抑制する能美市独自の土地利用制度を導入することとしております。

次に、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、いわゆる都市計画区域マスタープランの内容について、ご説明いたします。議案書は5ページ及び別冊、図面は6ページになります。

都市計画区域マスタープランは、県が都市計画区域毎に決定するもので、「都市計画の目標」や区域区分の決定の有無及び区域区分を定める場合の基本方針」、および「主要な都市計画の決定などの方針」等から構成されています。

能美市では、平成21年12月に能美市都市計画マスタープランを策定しており、内容については整合を図ったものとなっております。

従いまして、内容についてはお手元にあります能美市マスタープランの概要パンフレットとほぼ同様ですので、今回は主な変更点のみご説明します。

主な変更点としましては、先程もご説明しましたとおり、今回、区域区分を定めないということ、及び用途地域外の地域において特定用途制限地域を導入することです。特定用途制限地域については後ほど詳しくご説明いたします。

その他の目標や方針については、これまでの小松能美、辰口都市計画区域の内容を踏襲しつつ、市都市計画マスタープランと整合を図っています。

次に、用途地域の変更について、ご説明いたします。議案書は11ページ、図面は12ページになります。

用途地域とは、建物用途の混在を防止することを目的として、住居、商業、工業など市街地の大枠としての土地利用を定めるもので、12種類に分類されます。

今回、都市計画区域の再編に併せ、辰口地区においては現況の建物用途に合わせ新規指定し、根上・寺井地区については既に市街化されている一部地域を追加して、用途地域の指定を行います。

具体的には、根上・寺井地区においては、約30haの追加指定及び約2haの用途変更を行っております。

辰口地区においては、連坦する一団の市街地部及び工業団地等の地区、約688haを新規に指定します。合計718haが新たに指定されます。

こちらが、根上・寺井地区の変更箇所になります。

追加地区は根上地区では道林町、寺井地区では寺井町他3地区、変更は寺井地区の栗生・吉光町地内になります。

こちらが、辰口地区の変更箇所になります。緑が丘、和光台等の住宅地は、凡例緑色系統の住宅系の用途指定、岩内、上清水等の工場がある地域は凡例青色系統工業系の用途指定、辰口温泉がある付近は凡例赤系統の商業系の用途としております。

次に、特定用途制限地域の決定について、ご説明いたします。議案書は13ページ、図面は14ページになります。

特定用途制限地域とは、用途地域が定められていない区域において、良好な環境の形成を行うために、周辺の良い居住環境に支障を生じさせる、あるいは、良好な居住環境にそぐわない恐れのある建築物等の建築を制限する必要がある場合に定めるものです。

今回、田園地域、里山地域及び幹線道路沿線地域を新たに指定し、用途の混在を抑制し、田園及び里山地域の住環境を保全します。

こちらが、特定用途制限地域の指定区域になります。図面では、グレー以外の肌色を田園地域、緑色を里山地域、青色を幹線道路沿線地域としております。

先ほどご説明した根上地区・寺井地区の現在の調整区域、辰口地区の新規用途地域とする以外の都市計画区域に指定することになります。

次に、特別用途地区の変更について、ご説明いたします。議案書は15ページ、図面は16ページになります。

特別用途地区とは、用途地域の指定の目的を補完するため、地区の特性に応じて建築物の用途に係る規制の強化又は緩和を行うために定めるものです。

今回、いしかわサイエンスパーク地区において、準工業地域の建築制限に上乗せして指定するもので、大規模集客施設や風俗遊戯施設の立地を排除することで、地区の将来構想に合わせた土地利用の増進を図るため、新たに第五種特別工業地区を指定するものです。

また、既に決定されている特別工業地区についても、都市計画区域の再編に伴い、都市計画の名称を、小松能美都市計画から能美都市計画に変更するものです。

こちらが、新たに指定する第五種特別工業地区の指定区域です。先端大学以外の土

地区画整理事業を行なっている範囲を指定しております。

こちらが、既に決定されている特別工業地区の指定区域です。これらは都市計画の名称変更のみ行うこととなります。

以上で、議案第1号、第2号、第3号、第5号、第6号、第7号についてのご説明を終わります。

なお、これらの案件につきましては、本年2月22日から2週間、縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。以上でございます。

●会 長

只今、説明のありました議案について、ご意見、ご質問等がありましたらご発言願います。

●A委員

この案件については、平成21、22年度、私が県の都市計画課長の時に原案を作成したもので、非常に感慨深いものがあります。

当時、線引きを廃止するというのは県内で初めての試みで、線引きを外すと乱開発が起きないか、逆に線引きを残すと既存の集落が死んでしまうのではないか、といった議論を県の専門委員会で行ってきました。

最終的に、能美市独自の制度、つまり、線引きは外しても乱開発は起きない、計画的に開発を誘導できるといった、まちづくりの条例の制定も含めて、大変ご苦労なされて非常に良い計画となったと思います。

地元説明にも10地区・18町会回られたということで、2年に渡る業務、ご苦労様でした。

それから、他に一つ気になる点がありまして、「能美市東西連絡道路」という名称についてです。

これは確かに、能美市の根上・寺井・辰口の3つの拠点を結ぶ非常に大事な道路なのですが、ネーミングがどうしても気になりまして、能美市の「市」を取れないかなと思います。

小松市高堂町も通過しますので、能美市だけというよりも、能美市も小松市も含めた広域的な軸ということで、検討していただけないかと思います。

県議会での答弁でも「市」を取っていただいたこともありますので、細かい話ですが、小松市との調整もスムーズに進めるためにも、検討いただければと思います。

●事務局

大変良い提案をいただきましたが、現在、小松市と色々な形で協議を進めておりますので、今後、小松市さんの意向も踏まえて、お互いに納得できる名前を模索してはどうかと考えています。今回の意見を参考にして、前向きな形で協議を進めていきたいと考えていますので、よろしく願いいたします。

●B委員

私も説明会には2度参加しましたが、正直言いまして私も全然分かりませんし、参加された方も何を言っているのか分からないという話を聞きました。専門用語も多く出てくるため、一般市民としては分かりづらいというのが現状かと思います。

特に、今回大きく変わるのは辰口地区で、根上・寺井地区は市民感情としてもそんなに変わらない。

私としては、パブリックコメントは済んだ、今後説明会もしない、行政としてこれで説明は済んだ、ということでは、辰口地区の住民からすると違和感、説明不足を感じる。

また、今後、変更や見直しというものを、期間を区切って考えているのか。

それから、パブリックコメントが終わったからこれで良いということではなく、他に何か方法があるのではないか。

●事務局

ご指摘のとおり、専門用語が多く、また能美市独自の制度として、12月議会で条例を制定しましたが、これも全国でもほとんど事例のないものであるため、中々理解されにくいところがあるかと思います。

そこで、今後、大きく2つのことを考えております。

一つ目は、広く市民等に周知するために、広報に力を入れること。

二つ目は、具体的にどういった手続きが必要なのか、といったことを分かりやすく解説したガイドラインの作成を考えています。

また、都市計画の変更につきましては、概ね5、6年を目安として見直しを図っていくことを考えています。

また、周知の方法についても、インターネットだけでなく、他の媒体についても模索していきたいと考えています。

●B委員

具体的なQ&A等、分かりやすい説明をお願いしたい。

また、加賀産業開発道路が無料化となることで、交通量が8千台から2万台に増えると言われており、そうなると環境も変わってくる。

こうした状況で、5、6年という期間は長すぎると思うが、この点について市長のお考えをお聞かせ願いたい。

●市長

今回の件でも、これだけの時間が掛かっており、見直しを行うというのは簡単なことではない。

ただ、ニーズのある地域については、現地のニーズを聞きながら、柔軟に対応していきたいと考えており、これまでもそのように説明している。

交通量が8千台から2万台になるということですが、これは良い面もあれば悪い面もある。そうした中で、地域にプラスになるかどうかを踏まえた上で、速やかに対応していきたいと考えていますので、よろしくお願いします。

●会長

私も長年この件に携わっていますが、一つの物事を変更するには4、5年は掛かります。その辺りについてもご理解いただきたいと思います。

他に何かご意見・ご質問はありませんか。

他にないようですので、議案について採決を行います。

なお、議案第1号、第2号、第3号については、県決定でありますので、本審議会での意見聴取の後、県の都市計画審議会で審議されることとなります。

それでは、議案第1号、第2号、第3号、第5号、第6号及び第7号について、原案のとおり了承することにご異議ございませんか。

●各委員

(異議なしの声)

●会長

それでは、「異議なし」ということですので、原案のとおり了承することと致します。

それでは、次の議案について、事務局より説明を求めます。

●事務局

続きまして、議案第8号、第9号、第10号、第11号について、併せてご説明いたします。第9号につきましては計画書を別冊とさせていただいておりますので、併せてご覧ください。

またこれからご説明します案件については、全て先ほどご説明した都市計画区域の変更に伴う名称、番号の変更であり、位置、内容は変わっておりません。

従いまして位置図、平面図等の図面はスクリーンでは全て省略しております。お手数ですが、お手元の図面等でご確認ください。それではスクリーンをご覧ください。

先程もご説明しましたように、都市計画区域の再編に伴う、既決定の都市計画の名称について、小松能美都市計画及び辰口都市計画から能美都市計画に変更するものです。

まず、準防火地域です。議案書は17ページ、図面は18ページになります。準防火地域とは、市街地における火災の危険を排除するため、ある一定規模以上の建築物について防火上の規制とするものです。能美市内では大成町の一部に指定されています。

都市計画の名称を、小松能美都市計画から能美都市計画に変更します。区域等の変更はありません。

次に地区計画です。議案書は19ページ及び別冊2、図面は20ページになります。地区計画とは、建築物の建築形態、公共施設その他の施設の配置等からみて、一体としてそれぞれの区域にふさわしい態様を備えた良好な環境を整備・開発・保全するための独自の規制をかけるものです。

能美市では11箇所ありますが、都市計画の名称を、同じく小松能美都市計画から能美都市計画に変更します。区域等の変更はありません。

合わせて、5地区について地区計画の名称を変更します。

次に、公園です。議案書は21ページ、図面は22ページになります。

都市計画の名称を、同様に小松能美都市計画及び辰口都市計画から能美都市計画に変更しますが、区域等の変更はありません。

合わせて、8公園について公園の名称（番号）を変更します。

最後に、墓園です。議案書は23ページ、図面は24ページになります。

能美市内では、泉台町に位置しております。

都市計画の名称を同様に、小松能美都市計画から能美都市計画に変更しますが、区域等の変更はありません。

以上で、議案第8号、第9号、第10号、第11号についてのご説明を終わります。

●会 長

只今、説明のありました議案について、ご意見、ご質問等がありましたらご発言願います。

●各委員

(特に発言なし)

●会 長

何かご意見・ご質問はありませんか。

特にないようですので、議案について採決を行います。

それでは、議案第8号、第9号、第10号及び第11号について、原案のとおり了承することにご異議ございませんか。

●各委員

(異議なしの声)

●会 長

それでは、「異議なし」ということですので、原案のとおり了承することと致します。それでは、次の議案について、事務局より説明を求めます。

●事務局

最後に、議案第4号、第12号、第13号、第14号についてご説明いたします。

これらにつきましては、下水道に関連した議案となります。これらにつきましても、都市計画区域の変更に伴い、名称等が変わるもので、内容については変更ありません。お手元の資料と併せて、スクリーンをご覧ください。

都市計画下水道（梯川処理区）です。議案書は25ページ、図面は26から27ページになります。

都市計画区域の再編に伴い、都市計画の名称を、小松能美都市計画及び辰口都市計画から能美都市計画に変更します。区域等の変更はありません。

同じく、都市計画下水道（東部処理区）です。議案書は28ページ、図面は29から30ページになります。

都市計画の名称を、小松能美都市計画から能美都市計画に変更します。区域等の変更はありません。

加賀沿岸流域下水道です。議案書は9ページ、図面は10ページです。

流域下水道とは、市町村の枠を越え、広域のかつ効率的な下水の排除、処理を目的としたもので、都道府県が設置、管理しています。また、これにつながる市町村単位のものも公共下水道といい、各市町村が設置、管理します。

従いまして、先程の都市計画下水道（梯川処理区）の都市計画の名称が変更になることで、これらが接続する加賀沿岸流域下水道についても、同様に、都市計画の変更を行います。

最後に、都市下水路です。議案書は31ページ、図面は32ページになります。

都市下水路とは、公共下水道の整備に先立ち、雨水整備を早急に行う必要がある場合に、都市下水路事業として雨水を排水するための幹線管渠やポンプ場を整備するものです。

能美市においては、大浜町、浜町、佐野町において昭和53年から55年に決定されました。

その後、先ほど述べた公共下水道として、その3町を含め旧寺井町、旧根上町において昭和58年から59年に決定されました。

都市下水路の取り扱いとしては、公共下水道を都市計画決定した区域内に、都市下水路が定められている場合は、公共下水道の雨水幹線に変更するものとされています。

従いまして、既決定の大浜町、浜町、佐野の各都市下水路については、それぞれ公共下水道の区域に含まれており、その機能は既に移管されていることから、今回、これらを廃止するものです。

以上で、議案第4号、第12号、第13号、第14号についてのご説明を終わります。

●会 長

只今、説明のありました議案について、ご意見、ご質問等がありましたらご発言願います。

●各委員

（特に発言なし）

●会 長

何かご意見・ご質問はありませんか。

特にないようですので、議案について採決を行います。

なお、議案第4号については、県決定でありますので、本審議会での意見聴取の後、県の都市計画審議会で審議されることとなります。

それでは、議案第4号、第12号、第13号及び第14号について、原案のとおり了承することに異議ありませんか。

●各委員

(異議なしの声)

●会 長

それでは、「異議なし」ということですので、原案のとおり了承することと致します。慎重審議、有難うございました。

以上を持ちまして、本日子定の議案審議は終了いたしましたので、議長の任を解かせていただきます。御協力ありがとうございました。

事務局、後はよろしく申し上げます。

●事務局

それでは、最後に今後のスケジュールについてご説明申し上げます。

今回の都市計画の見直しにつきましては、明後日3月27日の県都市計画審議会の了承が得られた後、国土交通省に正式に協議の申し出を行い、同意する旨の回答が得られましたら、県の告示をもって新たな都市計画区域、「能美都市計画区域」を決定することとなります。

いよいよ新たな土地利用制度の導入ということで、委員の皆様におかれましては、今後とも能美市の都市計画行政にご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

●市 長

皆さまご苦勞様でした。慎重審議いただきまして、全議案について了承いただきました。委員に皆さまには、長きに渡りましてこの問題について様々な議論をいただきまして、ありがとうございました。

そうした意見を踏まえ、市議会の委員会でも議論を行った結果、今日に至るものです。

今後とも、少しでも市民のニーズに応えられるような都市計画制度に育てて行きたいと考えておりますので、ご期待とご支援をよろしくお願いいたします。

また、道路も名称につきましても、能美市にとっても小松市にとってもいいなあというネーミングがありましたら、委員の皆さまにおかれましてもご提案いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

●部 長


本日は長時間に渡りまして慎重なご審議を賜り、また、大変貴重なご意見などを賜り、厚く御礼申し上げます。

事務局がお諮りしました議案、報告事項については以上でございます。

それでは、平成24年度第2回能美市都市計画審議会を終了させていただきます。本日は大変ありがとうございました。

能美市都市計画審議会運営要領により、ここに署名する。

議 長 又村一夫 

署名委員 竹本敏晴 

署名委員 山野優子 